

平成 29 年 12 月 8 日

独立行政法人都市再生機構

東日本都市再生本部

街に、ルネッサンス



UR 都市機構

## 四谷駅前地区 統括管理会社の内定について

独立行政法人都市再生機構（以下「UR」）が施行する四谷駅前地区第一種市街地再開発事業（以下「本事業」）の施設建築物の共用部分及び施設建築敷地（以下「施設建築物等」）の統括管理を行う者について、下記のとおり、内定に至りました。

### 記

#### 1 内定した統括管理会社

- ・〈全体共用部分〉三菱地所プロパティマネジメント株式会社
- ・〈施設共用部分〉三菱地所プロパティマネジメント株式会社
- ・〈事務所・店舗共用部分〉三菱地所プロパティマネジメント株式会社
- ・〈店舗共用部分〉三菱地所プロパティマネジメント株式会社
- ・〈住宅共用部分※〉三菱地所コミュニティ株式会社

※住宅共用部分は、外堀住宅共用及び三栄住宅共用部分をいいます。

#### 2 内定方法等

- (1) URは、平成 25 年度に、本事業の特定事業参加者として保留床を取得するとともに、将来的な管理予定者として初期段階から助言や提案等を行う「事業パートナー」を公募しました。地権者等を含む選定委員会の下、管理コストの低減方法等に関する考え方や体制などに関する具体的な対応策について評価し、三菱地所グループ（三菱地所プロパティマネジメント株式会社及び三菱地所コミュニティ株式会社）を、本事業の施設建築物等の管理予定者として決定しました。
- (2) 平成 27 年度末に、URを事務局とする地権者等（区分所有予定者）で構成される管理運営計画検討組織を立ち上げました。平成 28 年度には、管理運営計画検討組織が、管理予定者から管理方針とともに管理委託費総額の提案を受け、提案金額について国土交通省仕様積算額等をもとに検証し、妥当であることを確認しました。
- (3) 平成 29 年 10 月に開催された管理運営計画検討組織の全体会において、本事業の施設建築物等の統括管理を行う者の内定決議を行いました。なお、内定期間は、各管理組合が設立され、各規約に基づき各管理組合で議決されるまでの間となります。

#### 【本件に関するお問い合わせ先】

独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部  
事業推進部 四谷駅前再開発事務所 事業調整課  
(電話) 03-5269-0341